

「ブロック塀等を建築される方へ」について

昭和53年6月12日に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊により、多くの死者が生じました。これを受け、昭和56年6月1日に建築基準法施行令が改正され、ブロック塀等の安全確保に取り組んできているところです。

本紙は、強化された安全基準について、ブロック塀等を建築する際に基本となる構造基準の概要について解説しているものです。不明点等がある場合には、最寄りの特定行政庁までお問い合わせください。

特定行政庁	所管区域	電話番号
福島市役所 開発建築指導課	福島市	024-535-1111 (代表)
郡山市役所 開発建築指導課	郡山市	024-924-2371
いわき市役所 建築指導課	いわき市	0246-22-7516
会津若松市役所 都市計画課	会津若松市	0242-39-1261
須賀川市役所 建築住宅課	須賀川市	0248-88-9152
福島県県北建設事務所 建築住宅課	二本松市、伊達市、 本宮市、伊達郡、安達郡	024-521-2575
福島県県中建設事務所 建築住宅課	田村市、岩瀬郡、 石川郡、田村郡	024-935-1462
福島県県南建設事務所 建築住宅課	白河市、西白河郡、 東白川郡	0248-23-1636
福島県会津若松建設事務所 建築住宅課	河沼郡、大沼郡	0242-29-5461
福島県喜多方建設事務所 建築住宅課	喜多方市、耶麻郡	0241-24-5727
福島県南会津建設事務所 建築住宅課	南会津郡	0241-62-5337
福島県相双建設事務所 建築住宅課	相馬市、南相馬市、 双葉郡、相馬郡	0244-26-1223

ブロック塀等を建築される方へ

福 島 県

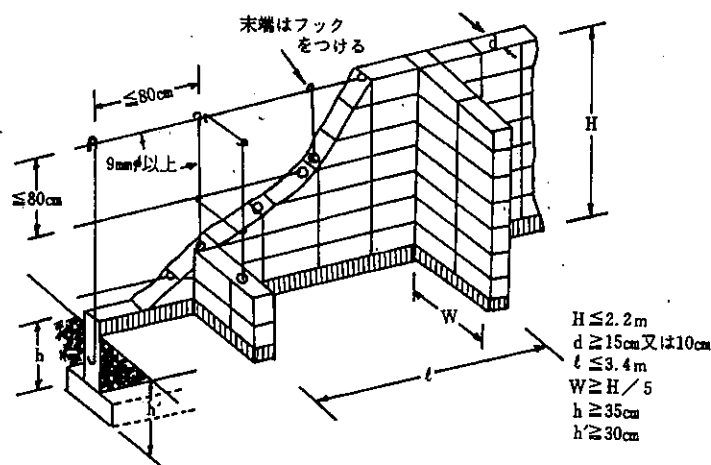
宮城県沖地震によるブロック塀等の転倒に伴い人身事故が発生したことは、大きな社会問題であり替え難い生命と貴重な財産の保護の上で、由々しい問題であります。これらは、建築するときの施工方法や、維持管理が適正でないことに起因しておりますが、我々の社会生活が、建築物等を利用して営まれていることから、これら災害を未然に防止する為、正しい施工や維持管理が、緊急課題になっています。

建築基準法には、ブロック塀等の建築に際して、次のような構造基準を定め、その安全を図っておりますので、これを遵守し、適切な施工がなされるようお願いいたします。

1 補強コンクリートブロック塀の構造

(建築基準法施行令第62条の8 関係)

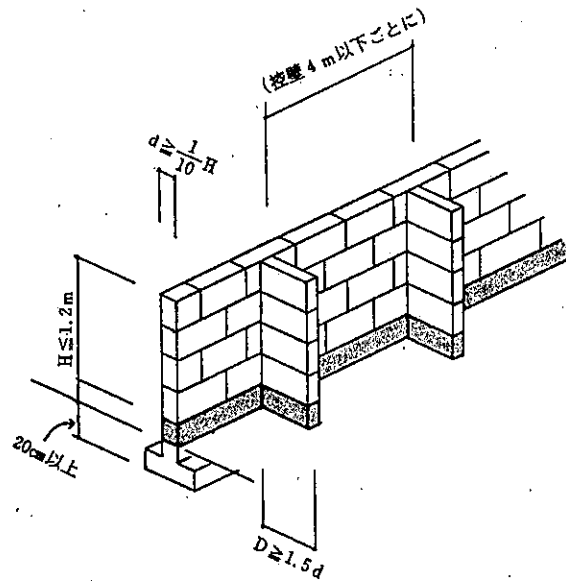
- (I) 高さは、2.2メートル以下とすること。
- (II) 壁の厚さは、15センチメートル（高さ2メートル以下のものは、10センチメートル）以上とすること。
- (III) 壁頂と基礎には横に、壁の端部と隅角部には縦に、それぞれ径9ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- (IV) 壁内には、径9ミリメートル以上の鉄筋を縦横に、80センチメートル以下の間隔で配置すること。
- (V) 長さ3.4メートル以下ごとに、径9ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において、壁面から高さの1/5以上突出したものを設けること。（高さが1.2メートル以下のものは不要）
- (VI) (III) 及び (IV) の鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋は壁頂及び基礎の横筋に、横筋はこれらの縦筋にそれぞれかぎかけして、定着すること。
- (VII) 基礎のたけは、35センチメートル以上とし、根入れの深さは30センチメートル以上とすること。（高さが1.2メートル以下のものは不要）



2 石造等の組積造塼の構造

(建築基準法施行令第61条関係)

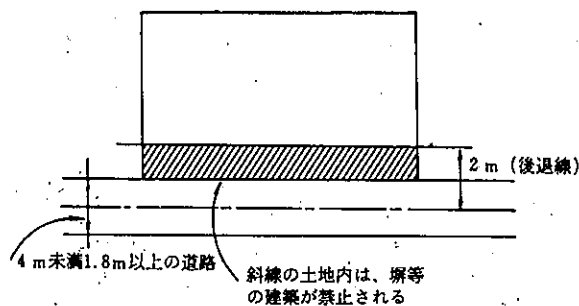
- (I) 高さは1.2メートル以下とすること。
- (II) 各部分の壁の厚さはその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上とすること。
- (III) 長さ4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁(木造のものは除く)を設けること。
(ただし、その部分における壁の厚さが(II)でいう壁の厚さの1.5倍以上ある場合は不要)
- (IV) 基礎の根入れ深さは20センチメートル以上とすること。



3 ブロック塼等の建築位置に関する制限等

(建築基準法第42条、第44条関係)

- (I) 塼等を建築する場所が都市計画区域内にある場合は、道路内に又は道路に突出して、建築することはできない。



- (II) イ 塙等を建築する場所が都市計画区域になった際、すでに建築物が立ち並んでいる道で特定行政庁（福島県知事）が指定した幅員4メートル未満1.8メートル以上の道（以下「みなし道路」という。）に面している場合は、道路中心線から2メートル後退した線の内側に塙等を建築してはならない。
- ロ みなし道路に沿ってがけ地、川、線路敷等がある場合は、当該がけ地等の道の側の境界線から道の側に水平距離4メートル後退した線の内側に塙等を建築してはならない。

